

入札関係書類

件 名 警察用船舶「ゆめしま」一般修繕整備業務

大阪府警察本部総務部装備課
令和8年9月

一般競争入札参加資格審査申請書 その他配布書類一覧
(チェックリスト)

1 参加資格確認申請書

1 一般競争入札参加資格確認申請書

2 本件入札に関する質問書

2 質問書

3 入札説明書等

3－1 一般競争入札心得

3－2 一般競争入札説明書

3－3 入札書（入札書記入例）

3－4 委任状（委任状記入例）

3－5 受付票

3－6 令和7・8・9年度受付票（見本）

4－1 仕様書

5 契約書

6 契約保証金免除申請書（免除できる条件説明あり）

7 誓約書

8 電子契約同意書兼メールアドレス確認書

4 入札日程

入札参加資格申請期間 （質問書提出期間）	9／18（金）～10／19（月） （9／18（金）～10／19（月））
入札日時	10／26（月）午前10時

その他詳細については入札説明書、入札公告を参照すること。

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

大阪府警察本部長 様

(申 請 者)

所 在 地

フリガナ

商号又は名称

フリガナ

代表者職・氏名

使用印

電 話 番 号

令和8年9月18日に告示のありました「警察用船舶「ゆめしま」一般修繕整備業務」に係る一般競争入札に参加したいので、参加資格の審査を申請します。

なお、申請書の記載事項は事実と相違ないこと、及び地方自治法施行令第167条の6の規定による入札公告（告示）に示した入札参加に必要な資格を有することを誓約します。

また、地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の規定、並びに下記のいずれかに該当したときは、入札参加資格の取消しをされても何ら異議の申し立てをしません。

記

- 1 罰金以上の刑に処せられた者
- 2 入札参加業者としてふさわしくない行為のあった者

※裏面に連絡先等必要事項を記載すること。

一般競争入札参加資格確認申請書 その他の記載事項

記 入 責 任 者	
部 署 名 : 担当者名 :	電話 : () FAX : ()
令和 7・8・9 年度大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格の有無	
登録契約種目・業種 (番号または小分類名)	A 登録済 (業者番号 _____) B 申請中 (電子申請 到達確認番号 _____)

※記入上の注意

1 申請書（表）

(1) 申請者（所在地、商号又は名称、代表者職・氏名、印）

大阪府の入札参加資格登録で、契約先となっている本店、営業所、支店等の情報を記載してください。（「令和 7・8・9 年度大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格申請」における申請者（本社）欄の内容（申請者が受任者を設ける場合は、受任者（営業所・支店）欄の内容））

2 申請書（裏面）

(1) 記入責任者

大阪府での入札・契約事務についての連絡先担当者の情報を記入してください。

(2) 令和 7・8・9 年度大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格の有無

登録業種が、今回の入札案件の資格に適合した業種であるか、再度確認してください。登録済又は申請中の該当する方に○を付し、それぞれ番号を記載してください。電子申請の到達確認番号は、電子申請の際に、画面に表示され、メール通知もされます。（詳しくは大阪府ウェブサイト、電子申請マニュアル等の記載をご覧ください。）

<https://eawww.e-nyusatsu.pref.osaka.jp/portal/index>

質 問 書

令和 年 月 日

大阪府警察本部長 様

商号又は名称

職 ・ 氏 名

TEL

警察用船舶「ゆめしま」一般修繕整備業務に係る契約の見積にあたり、下記の疑義にご回答ください。

記

質 問 項 目	内 容

(注意事項)

- ① 質問のある方は、本質問書を令和 8 年10月19日（月）午後 5 時までに、大阪府警察本部まで提出すること。
- ② 本件入札に係る見積書作成に直接関係のない質問及び指定した日時を過ぎて提出された質問書については、いずれも回答しない。

質問書の提出先

大阪府中央区大手前 3 丁目 1 番11号

大阪府警察本部総務部装備課車両管理第二係

大阪府一般競争入札心得（委託役務関係）

（趣 旨）

第1条 この心得は、大阪府が行う紙入札による委託役務関係の一般競争入札（入札に参加するために必要な参加資格（以下「入札参加資格」という。）等の条件を付して行う一般競争入札を含む。以下「入札」という。）に参加する者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

（法令等の遵守）

第2条 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同法施行令（昭和22年政令第16号）、大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号。以下「財務規則」という。）大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）、大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）及びその他関係法令並びにこの心得を遵守しなければならない。

2 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）に係る一般競争入札については、入札参加者は、前項に定めるもののほか、同政令、大阪府の物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年大阪府規則第77号）及び郵便入札心得を遵守しなければならない。

3 入札参加者は、入札手続に際し、大阪府の指示に従い、円滑な入札執行に協力し、正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の入札手続を妨害するようなことを避けなければならない。

4 入札参加者は、仕様書、入札説明書、質問回答書、契約書案及びその他契約締結に必要な条件を熟知の上、入札手続をしなければならない。

5 入札手続及び契約に関して、用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

（公正な入札の確保）

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）、刑法（明治40年法律第45号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札書に記載する金額（以下「入札金額」という。）又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札金額を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札金額を開示してはならない。

4 入札参加者は、「大阪府総務部契約局公正入札対応マニュアル」に基づく事情聴取その他の調査に協力し、誓約書等の提出に応じなければならない。

5 入札参加者は、入札手続きにおいて、次の各号の行為を行ってはならない。

- (1) 談合その他不正行為により入札手続を行うこと
- (2) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札
- (3) 同一の入札手続において、自己のほか、他人の代理人を兼ねること
- (4) 同一の入札手続において、2以上の代理人となること

（関係会社の参加制限）

第3条の2 入札参加者は他の入札参加者との関係において、次の各号のいずれかに該当する場合、同一の入札についてそのうち1者しか参加することができない。なお、入札参加者が上記を遵守する目的で辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは第3条第2項に該当するものではない。

(1) 会社法第2条第3号の2に規定する子会社等（以下「子会社等」という。）と同条第4号の2に規定する親会社等（以下「親会社等」という。）の関係にある場合

(2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(3) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち

ち、次に掲げる者をいう。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

① 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

② 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

③ 会社法第575条第1項における持分会社の社員

④ 組合の理事

⑤ その他①から④までに掲げる者に準ずる者

(4) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(5) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(6) 事業所を同じくする場合

(7) その他入札の公正さが阻害されると認められる関係にある場合

(入札参加資格等)

第4条 入札参加者は、地方自治法施行令及び財務規則に基づく公告において指定した期日までに、入札参加資格確認申請に関する書類を大阪府に提出し、当該入札の入札参加資格の有無について審査を受けなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

(1) 第1項に規定する公告に定める入札参加資格を有しない者

(2) 公告の日から開札の日までの間に入札参加資格を取り消されている者

(3) 前各号に掲げるもののほか、正常な入札執行を妨げる等の行為をなすおそれのある者又はなした者

(調査資料の提出) ※低入札価格調査制度を採用する入札のみ該当

第5条 低入札価格調査制度を採用する入札においては、低入札価格調査に必要な資料(以下「調査資料」という。)を指定した日時までに提出しなければならない。ただし、大阪府総務部契約局低入札価格調査制度実施要綱(委託役務業務)(以下「低入札要綱」という。)第4条第2項第1号の規定により入札書が無効となった者はこの限りではない。

2 調査資料は、入札説明書等の規定に従って作成し、提出しなければならない。

3 調査資料について、大阪府総務部契約局競争入札審査会において、「低入札要綱」に基づき調査及び審査を行う。

(入札書の提出)

第6条 入札参加者は、入札書に記名押印のうえ、指定した日時、場所において、所定の入札箱に投入しなければならない。また、郵送による入札書の提出を認めている案件については、定められた日時までに告示によって示された場所に入札書を郵送しなければならない。

(入札書の書換等の禁止)

第7条 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の無効)

第8条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 第3条第5項、第3条の2各号及び第4条第2項のいずれかに該当する場合の入札

(2) 所定の日時及び場所に提出されず、又は所定の日時までに所定の場所へ郵送されない入札

(3) 委任状を持参しない代理人のした入札

(4) 記名押印又は署名を欠く入札

- (5) 金額を訂正した入札又は金額の記載の不鮮明な入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 郵送による入札について、郵便入札心得に違反した入札
- (8) 調査資料を提出しない者が、低入札価格調査基準価格未満の価格でした入札
- (9) 前各号に掲げるもののほか、指示された条件に違反して入札した者の入札

(失 格)

第9条 次の各号のいずれかに該当した者は、失格とする。

- (1) 低入札価格調査制度を採用した入札において、低入札要綱第5条各号のいずれかに該当する者
- (2) 最低制限価格を設定した入札において、最低制限価格を下回る価格の入札書を提出した者
- (3) 開札から落札決定までの期間において、次のいずれかに該当した者（共同企業体の場合は共同企業体の構成員、又は業務を提携して参加する者の場合は業務提携書に記載の業務提携者のいずれかの者）
 - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当した者
 - イ 暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められる者
 - ウ 大阪府の契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けた者
 - エ 確定判決によって確定した損害賠償金、返還金その他の大阪府の債券について納期限までに納付していない者
- (4) 前各号に定めるもののほか、入札公告において示した事項に該当した者

(異議の申立)

第10条 入札参加者は、入札書の提出後、この心得、入札説明書、契約条項及び仕様書等について不明又は錯誤等を理由として異議を申し立てることはできない。

(苦情処理)

第11条 入札参加者は、特定調達契約に係る一般競争入札については、入札の手続について、大阪府政府調達苦情検討委員会に苦情を申し立てることができる。

(その他)

第12条 入札に際しては、すべて大阪府の指示に従うこと。

附 則

1 平成26年1月1日以降の公告で平成26年3月31にまでに委託業務の履行を完了するものについては、なお、平成25年4月1日改正版によるものとする。

附 則

令和8年7月1日以降に公告する案件に適用し、同日前に公告する案件については、なお従前の例による。

警察用船舶「ゆめしま」一般修繕整備業務

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

一般競争入札説明書（入札公告）

1 入札に付する事項

- (1) 修繕船舶
警察用船舶「ゆめしま」
- (2) 仕様書
別紙のとおり。
- (3) 履行期間
契約締結の日から令和9年2月26日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 成年被後見人
 - イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
 - ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 府の区域内に事業所を有していること。
- (4) 府税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。

- (6) 物品・委託役務関係競争入札参加資格審査申請書（添付書類等を含む。）又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事項について記載をしなかった者でないこと。

- (7) この告示の日から開札の日までの期間において、次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者

イ 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号。以下、「暴力団排除措置規則」という。）第3条第1項に規定する入札参加除外者（(1)キに掲げる者を除く。）、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者（(1)キに掲げる者を除く。）又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者（(1)キに掲げる者を除く。）

ウ 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者

- (8) 令和7・8・9年度大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿中「船舶等保守点検（種目コード085）」に登録をされている者であること。

なお、その登録をされていない者で、本件入札に参加を希望するものは、次により資格審査を申請することができる。

ア 資格審査に関する添付書類の提出場所及び問合せ先

〒540-8570 大阪府中央区大手前二丁目

（TEL（06）6944-6644）

大阪府総務部契約局総務委託物品課総務・資格審査グループ

イ 申請の方法

大阪府電子契約ポータルサイト（<https://eawww.e-nyusatsu.pref.osaka.jp/portal/index>）において、必要な事項を入力し、添付書類を登録して送信する。

ウ 申請期限

令和8年10月6日（火）午後4時

3 入札参加資格確認申請手続

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書の交付期間及び提出期間並びに入札説明書等の交付期間

令和8年9月18日（月）から令和8年10月19日（月）まで（大阪府の休日に関する条例（平成元年大阪府条例第2号）に規定する府の休日を除く。）の午前10時から午後5時まで

- (2) 参加資格確認申請書、入札説明書、仕様書、契約条項等の交付場所及び参加資格確認申請書の提出場所

〒540-8540 大阪府中央区大手前3丁目1番11号

TEL 06-6943-1234 （内線23352）

大阪府警察本部総務部装備課車両管理第二係

- (3) 提出する書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 入札参加資格確認結果送付用封筒

※定形郵便物用封筒に送付先を明記し、簡易書留郵便相当分の切手460円分を貼付すること。(普通郵便110円＋特殊取扱料金350円)

(4) 提出方法

提出書類は、持参又は郵送する。※郵送による場合は書留郵便に限る。

(5) 審査結果の通知

入札参加資格の結果通知は、令和8年10月20日(火)付で、申請者に対し郵送する。

(6) 入札に関する質問と回答

入札に関して質問がある場合は、別添「質問書(2)」を令和8年10月19日(月)午後5時までに下記まで提出すること。

なお、回答は令和8年10月20日(火)付で入札参加資格を有する者に送付する。

記

質問の提出先 大阪府中央区大手前3丁目1番11号
大阪府警察本部総務部装備課車両管理第二係

4 入札手続等

(1) 入札執行の日時

令和8年10月26日(月)午前10時

(2) 場所

大阪府中央区大手前3丁目1番11号
大阪府警察本部 1階 入札室

(3) その他

ア 入札の執行に当たって、入札資格がある旨記載された通知書(一般競争入札参加資格確認結果通知書)を持参することとし、持参しない者は入札資格を認めない。

なお、入札資格がないと認められた者は本件入札に参加することができない。

イ 入札書は、持参するものとし、郵送又は電送による入札は、認めない。

ウ 令和7・8・9年度大阪府受付票を持参し、入札時に提示すること。

エ 入札に際し、代表者又は受任者に代わり他の者が入札を行う場合は、代表者又は受任者からの委任状を持参し、提出すること。

オ 入札書に記載する金額については、入札日における見積もった契約希望金額に消費税及び地方消費税相当額を付加していない額(いわゆる税抜き価格)とすること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国の通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

免除する。

イ 契約保証金

落札者は、大阪府財務規則(昭和55年大阪府規則第48号)第67条の規定による契約保証金を納めなければならない。ただし、同規則第68条第1号又は第3号に該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

- (3) 入札の無効
入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札心得及び入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
なお、大阪府警察により入札参加資格のある旨確認された者であっても、その確認の後、入札時において前記 2 に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。
- (4) 落札者の決定方法
大阪府財務規則第57条の規定に基づいて定めた予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (5) 契約書の作成
契約書を作成する。
- (6) 誓約書
落札者は、暴力団排除措置規則第 8 条第 1 項に規定する誓約書を、落札決定後速やかに大阪府警察へ提出（郵便等又は持参）しなければならない。
- (7) 契約の締結等
ア 落札者が、落札決定の日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第 3 条第 1 項に規定する入札参加除外措置を受けている場合、同規則第 9 条第 1 項に規定する誓約書違反者又は同規則第 3 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、契約を締結しない。
イ 落札者が、落札決定の日から契約締結の日までの間において、次の(7)又は(イ)のいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。
(7) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者
(イ) 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- (8) (7)ア又はイにより、契約を締結しなくても、大阪府警察は一切の責めを負わないものとする。
- (9) 落札者が契約を締結しないとき、又は(7)ア若しくはイにより大阪府警察が契約を締結しないときは、落札金額に、消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額の100分の2に相当する額を大阪府警察に支払わなければならない。
- (10) 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び問合せ先
〒 540-8540 大阪府中央区大手前 3 丁目 1 番11号
TEL 06-6943-1234 （内線 23352 ）
大阪府警察本部総務部装備課車両管理第二係
- (11) 入札参加者は、一般競争入札心得、一般競争入札説明書、警察用船舶「ゆめしま」一般修繕整備業務に係る契約の契約書（案）及び仕様書を熟読しそれらを遵守すること。

以 上

入 札 書

令和 年 月 日

大阪府警察本部長 殿

住 所

氏 名 印

(※ 代理人を選任した場合は、委任状の代理人氏名、印を記名・押印すること)

下記金額にて、入札公告、入札説明書及び関係規程の内容を承諾のうえ入札します。

名 称 警察用船舶「ゆめしま」一般修繕整備業務

金 額	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

- 注：1 金額を訂正しないこと
- 2 金額記載の文字はアラビア字体とすること
- 3 金額の頭に¥記号をつけること
- 4 消費税及び地方消費税相当額抜きの金額を記載すること
- 5 再度入札の場合は、表記の入札書の前に（再）と記載してください。

(例)

入札参加者本人が入札する場合

(3-3)

入 札 書

令和 年 月 日

大阪府警察本部長 殿

住 所 ○○府○○市○○町○番○号

氏 名 大阪○○株式会社
代表取締役

角印

丸印

下記金額にて、入札公告、入札説明書及び関係規程の内容を承諾のうえ入札します。

名 称 警察用船舶「ゆめしま」一般修繕整備業務

金 額	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
			¥	○	○	○	○	○	○	○

- 注：1 金額を訂正しないこと
- 2 金額記載の文字はアラビア字体とすること
- 3 金額の頭に¥記号をつけること
- 4 消費税及び地方消費税相当額抜きの金額を記載すること
- 5 再度入札の場合は、表記の入札書の前に（再）と記載してください。

(例)

代理人をして入札させる場合
(要委任状)

(3-3)

入 札 書

令和 年 月 日

大阪府警察本部長 殿

住 所 ○○府○○市○○町○番○号
大阪○○株式会社
代表取締役 ○○ ○○

氏 名 上記代理人
□□ □□



(委任状受任者印と同一)

下記金額にて、入札公告、入札説明書及び関係規程の内容を承諾のうえ入札します。

名 称 警察用船舶「ゆめしま」一般修繕整備業務

金 額	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
			¥	○	○	○	○	○	○	○

- 注：1 金額を訂正しないこと
- 2 金額記載の文字はアラビア字体とすること
- 3 金額の頭に¥記号をつけること
- 4 消費税及び地方消費税相当額抜きの金額を記載すること
- 5 再度入札の場合は、表記の入札書の前に（再）と記載してください。

(3-4)

委任状

令和 年 月 日

大阪府警察本部長 様

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

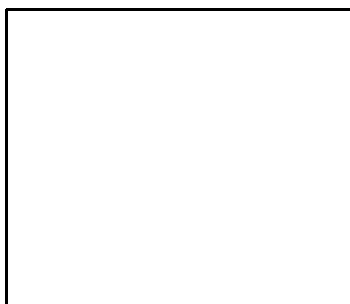
印

私儀 _____ を代理人と定め下記業務に関する入札及び見積
に関する一切の権限を委任いたします。

記

件 名 警察用船舶「ゆめしま」一般修繕整備業務

(代理人使用印)



(注) 委任状の様式は自由であるので、この委任状でなくても良い。

(委任状記入例)

(3-4)

委 任 状

令和 年 月 日

大阪府警察本部長 様

所 在 地

商号又は名称

代表者職・氏名

代表者が代理人の氏名をこの空白に記入してください。

令和7・8・9年度大阪府受付票の使用印を押印してください。



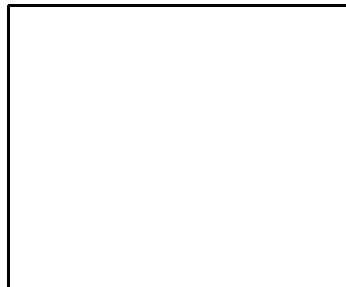
私儀 (代理人氏名をここに記入。) を代理人と定め下記業務に関する入札及び見積に関する一切の権限を委任いたします。

記

件 名 警察用船舶「ゆめしま」一般修繕整備業務

入札書に押印する代理人使用印を押印してください。(それ以外の印鑑は使用できません)

(代理人使用印)



(注) 委任状の様式は自由であるので、この委任状でなくても良い。

契約名 警察用船舶「ゆめしま」一般修繕整備業務

氏 名 (法人その他の団体にあつては、 その名称及び業者登録番号)	(業者登録番号)
住所又は居所 (法人その他の団体にあつては、 主たる事務所の所在地)	
連 絡 先 (法人その他の団体にあつては、 担当者名とその連絡先)	電話番号 ()

名刺添付欄（上記の記載については、名刺の添付にかえることができます。）

(受付票記入例)

(3-5)

受付日当日の日付を記入
してください。

令和 年 月 日

入札書類交付時に「レ」
を記入してください。

☐ 入札説明書等の交付

☐ その他 ()

契約名 警察用船舶「ゆめしま」一般修繕整備業務

氏 名 (法人その他の団体にあつては、 その名称及び業者登録番号)	(業者登録番号)
住所又は居所 (法人その他の団体にあつては、 主たる事務所の所在地)	
連 絡 先 (法人その他の団体にあつては、 担当者名とその連絡先)	電話番号 () E-mail

名刺添付欄（上記の記載については、名刺の添付にかえることができます。）

--

令和7・8・9年度大阪府(物品・委託役務関係)入札参加資格審査の受付を行いました。
受付内容について質問・疑義等がある時は、申し出てください。
大阪府からこの受付票の提示を求められたときは必ず提示してください。
この受付票は契約時に必ず持参してください。

		受付日 0000 年 00 年 00 日
申請者(本社)	業者番号	1234567
	フリガナ	オオテマエショウテン
	商号	(株)大手前商店
	代表者役職・氏名	代表取締役 大阪 太郎
	住所	大阪府大阪市中央区大手前2丁目
支店・営業所名		
受任者(営業所・支店)		

原本書類を持参の上、入札時に提示
してください。

変更日	変更事項	

○ 代表者が参加される場合は、入札書の使用印
との照合をしてください。

印鑑

実印	使用印
	

【委任事項】

私こと都合により、上記の受任者を代理人と定め、
大阪府との間に関し次の1～6についての権限を委任します。

1. 見積り及び入札
2. 契約の締結
3. 保証金の納付並びに還付請求及び受領
4. 納品及び請負代金の請求及び受領
5. 契約に関する各種証明事項
6. 復代理人の選任

【誓約事項】

契約締結時において、受付票及び印鑑登録証明書の記載事項は、
事実と相違のないことを誓約します。
事実と相違することが判明したときは、いかなる措置を受けても異議
ありません。

※注意事項

裏面に必ず実印の印鑑登録証明書を貼付してください。印鑑登録証明書の貼付のない受付票は無効です。
なお、使用印については、社印の使用は不可とします。

仕 様 書

警察用船舶「ゆめしま」一般修繕整備業務

大 阪 府 警 察 本 部

仕 様 書

1 総則

(1) 適用範囲

この仕様書は、大阪府警察が保有する警察用船舶「ゆめしま」の一般修繕整備業務並びに、これに伴う所要の修理整備作業（以下「整備」という。）に適用する。

(2) 履行期限

履行期限は、契約締結日から令和9年2月26日までの間とする。

(3) 船体の概要

ア 船体

(ア) 船質	F R P 製
(イ) 甲板の有無	有
(ウ) 主要寸法	
長さ (L R)	1 3 . 5 5 m
幅 (B R)	3 . 3 0 m
深さ (D R)	1 . 8 0 m
総トン数	1 0 . 0 0 トン

イ 機関

(ア) 種類	ディーゼル機関
(イ) 据付方式	船内機
(ウ) 製造者名	コマツディーゼル(株)

(4) 整備の実施

本整備は、大阪府（以下「発注者」という。）との契約により、受注者（以下「受注者」という。）が行うものとする。

(5) 技術基準

本整備を行うに当たり適用する技術基準は、次に示すとおりとする。

ア 製造者技術基準

イ 受注者側技術基準

ウ 各装備品関係文書、その他参考資料

2 整備の区分及び内容

(1) 整備日程

受注者は、発注者が指定する期間内に整備を実施するものとする。受注者は、天災その他やむを得ない事情が生じた場合は、その理由を付して発注者に期間の延長を申し出ることができる。

(2) 整備実施場所

本整備は、受注者側施設において実施するものとする。

(3) 船舶の引渡し

ア 本整備に当たり、船舶の引渡しは、受注者側係留栈橋において行うものとする。

イ 整備の完了に伴う船舶の引渡しは、受注者側の整備完了の報告を受けた後、検査員の検査に合格し、その旨を通知されたときとする。

(4) 船舶等の管理

本整備実施中の警察用船舶等の管理については、受注者の責任において、善良なる管理者の注意義務のもと、良好な状態で管理すること。

(5) 整備の区分

整備の区分は、基本整備及び変動整備とする。

ア 基本整備

基本整備の作業範囲は、船体の上下架並びに「別表 1」に示す範囲とし、その基本作業は受入検査、分解、洗浄、点検検査、組立調整、作動試験、性能試験等とする。

イ 変動整備

変動整備は次に示す作業とし、契約内容の変更を要するものについては、両者協議の上、これを定め整備を実施するものとする。

(ア) 船舶搬入時に必要と認められた作業

(イ) 分解・点検検査の結果、必要と認められた作業

(ウ) その他、特に検査員が必要と認められる作業

3 部品、材料及び治工具等

(1) 本整備に必要な部品は「別表 2」、材料等は「別表 3」のとおりとし、その品質、構造、形状及び寸法等、特に指定がないときは、日本産業規格適合品、相当品又は同等以上のものとする。

(2) 本整備に必要な工具は、原則として全て受注者が準備するものとする。

(3) 本整備により発生した修理不能部品の処置は、発注者の指示によるものとし、廃材等についても、受注者の責任において適法に処理するものとする。

4 検査

(1) 整備完了検査は発注者側検査員と受注者側関係者の立会いのもと実施するものとする。

(2) 受注者は、整備が完了したときには、遅滞なく発注者に報告し、発注者は、その報告を受けた日から起算して 10 日以内に検査を実施し、その結果を通知しなければならない。

5 契約金額の支払

受注者は、前項の検査に合格したときは、適法な手続きに従って、発注者に契約金額の支払いを請求することができる。

6 提出書類

受注者は、次の書類を作成し発注者に提出するものとする。

- | | |
|-------------|------------|
| (1) 契約代金内訳書 | 1 部（作業開始前） |
| (2) 作業日程表 | 1 部（作業開始前） |
| (3) 着手届 | 1 部（作業開始時） |
| (4) 整備記録写真 | 2 部（整備完了時） |
| (5) 完了届 | 1 部（整備完了時） |

(6) その他、検査員が特に必要と認めた書類及び資料等

7 海上試運転

海上試運転は、受注者の責任において実施するものとする。

8 その他

整備の実施に当たり、仕様書の内容に疑義を生じた場合、又は変動整備が必要と認められる場合は、その都度両者が協議の上、決定するものとする。

以 上

別表 1 指示事項

No.	区分	内 容	備 考
1	船 体	船体洗浄及び清掃(56㎡)	
2	船 体	船底下地処理 (56㎡)	
3	船 体	足場架組み設置(30㎡)	
4	船 体	船底 2 号塗装 (56㎡、2 回塗り)	ドラフト表示含む
5	船 体	船体外板研磨 (バフワックス掛け) 80㎡	
6	船 体	シーチェスト脱着清掃 (主機 2 個、補機・サニタリー・空調用各 1 個)	
7	船 体	船底弁開放清掃摺合せ (主機 2 個、補機・サニタリー・空調用各 1 個)	No. 6に含む
8	船 体	船底弁パッキン取替 (主機 2 個、補機・サニタリー・空調用各 1 個)	No. 6に含む
9	船 体	船体保護亜鉛取替	
10	船 体	リフター支柱用保護亜鉛取替	
11	船 体	舵(左右) 保護亜鉛取替	
12	船 体	プロペラ軸(左右) 保護亜鉛取替	
13	船 体	プロペラ研磨(左右)	
14	船 体	プロペラ及びプロペラ軸(左右) 防汚塗料塗装 (ウオッシュプライマー 1 回、クリントップ 2 回)	
15	船 体	機関室ケーシングハッチ脱着	付属品脱着含む
16	船 体	右舷主機関脱着芯出し調整	
17	機 関	エンジン調査整備	
18	機 関	シリンダーヘッドオーバーホール(分解・点検・洗浄・組立)	
19	機 関	ノズルスリーブ入替・水圧テスト	
20	機 関	ヒートエクスチェンジャーオーバーホール(分解・点検・洗浄・組立)	
21	機 関	オイルクーラーオーバーホール(コア空圧テスト含む)	
22	機 関	エキゾーストマニホールド 空圧テスト	
23	機 関	ベンチテスト(陸上試運転)	
24	機 関	海上試運転	

別表2 交換部品

No.	区分	部 品 名	規格・部品番号	数量	備 考
1	船 体	保護亜鉛	CPZ-3FA(19×100×200)	4 個	
2	船 体	保護亜鉛(リフター支柱用)	B-1/2	2 個	
3	船 体	保護亜鉛(ラダープレート用)	CPZ-1M(17×70×140)	4 個	
4	船 体	プロペラ軸保護亜鉛	φ 50	8 個	
5	機 関	ガスケットキット (ヘッドキット)	KD125 - K1 - 031	1 個	
6	機 関	ガスケットキット (ブロックキット)	KD125 - K2 - 011	1 個	
7	機 関	スリーブ	6136 - 11 - 1130	6 個	
8	機 関	コッター	6136 - 42 - 4520	48 個	
9	機 関	ホース	195 - 03 - 17840	1 個	
10	機 関	プレート	6212 - 16 - 5130	1 個	
11	機 関	ライナー	6151 - 22 - 2220	6 個	
12	機 関	シール	07005 - 02012	2 個	
13	機 関	ガスケット	790 - 129 - 9170	2 個	
14	機 関	メタル クランクジャーナル	6150 - 21 - 8000	1 個	
15	機 関	ピストンリング	6150 - 32 - 2030	6 個	
16	機 関	メタル ピストンコンロッド	6151 - 31 - 3050	6 個	
17	機 関	カートリッジ オイルフィルター	600 - 211 - 1231	1 個	
18	機 関	カートリッジ オイルフィルター	600 - 212 - 1511NR	1 個	
19	機 関	シール	07005 - 01412	9 個	
20	機 関	オーリング	6150 - 61 - 2520	4 個	
21	機 関	サーモスタット	6212 - 65 - 2610	1 個	
22	機 関	オーリング	6150 - 61 - 2510	2 個	
23	機 関	オーリング	07000 - 73042	1 個	
24	機 関	シール	6150 - 61 - 2540	1 個	
25	機 関	ガスケット	6150 - 61 - 2815	1 個	
26	機 関	オーリング	07000 - 73028	3 個	
27	機 関	シール	07005 - 00812	5 個	
28	機 関	オーリング	07000 - 71009	1 個	
29	機 関	カートリッジ フューエル	600 - 311 - 8321	2 個	
30	機 関	ウォーターポンプ	6151 - 61 - 1123	1 個	

別表 2 交換部品

No.	区分	部 品 名	規格・部品番号	数量	備 考
31	機 関	ホース	6141 - 64 - 7270	1 個	
32	機 関	フランジ	6152 - 65 - 7170	1 個	
33	機 関	ジョイント	6150 - 15 - 6520	1 個	
34	機 関	オーリング	07000 - 02065	1 個	
35	機 関	オーリング	07000 - 02021	2 個	
36	機 関	シール	07005 - 01012	2 個	
37	機 関	Vベルト	6152 - 85 - 6720	1 個	
38	機 関	シール	6150 - 41 - 4570	12 個	
39	機 関	シール	6150 - 11 - 8820	24 個	
40	機 関	マニホールドAssy	6151 - 15 - 5101	1 個	
41	機 関	エレメントオイルクーラー	6152 - 61 - 2111	1 個	
42	機 関	スプレーペイント	SY77000 - 95 - 1300	5 個	
43	機 関	オーリング	07000 - 72115	1 個	
44	機 関	ガスケット	6150 - 61 - 6912	1 個	
45	機 関	ガスケット	6150 - 61 - 1821	2 個	
46	機 関	ホース	6141 - 64 - 7270	1 個	
47	機 関	クランプ	07281 - 10709	2 個	
48	機 関	オーリング	07000 - 02055	2 個	

別表 3 材料等

No.	区分	部 品 名	規格・部品番号	数量	備 考
1	船 体	船底塗料	加水分解型防汚塗料	1 式	
2	船 体	ALP500	中国塗料(4kg缶)	1 式	
3	船 体	クリントップD X	プロペラ防汚塗料	1 式	
4	機 関	潤滑油（主機関）	いすゞ純正オイル	1 式	
5	機 関	不凍液	LLC	1 式	
6	船 体	雑材料		1 式	

(5)

契 約 書(案)

1	業 務 名 称	警察用船舶「ゆめしま」一般修繕整備業務															
2	履 行 場 所	大阪府警察の指定する場所															
3	契 約 期 間	契約締結の日から 令和9年2月26日まで															
4	契 約 金 額				十				百				千				円
	うち取引に係る 消費税及び地方 消費税の額																
		(注)「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。															
5	契 約 保 証 金	納 付（又は免 除）															
6	適用除外条項	第6条、第10条、第11条															

上記の業務について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記6のとおり）によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各1通を保有する。
 (※電子契約の場合は「この契約の締結を証するため、この電磁的記録を作成し、双方電子署名の上、各自この電磁的記録を保有する。」とする。)

年 月 日 (※電子契約の場合は日付の記載なし。 (「契約合意情報」で確認))

発 注 者 大 阪 府
 代 表 者 大阪府警察本部長 鎌田 徹郎

受 注 者 所 在 地
 商号又は名称
 代 表 者

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書(仕様書及び質問回答書を含む。以下同じ。)に基づき、日本国の法令を遵守し、この契約を誠実に履行しなければならない。
- 2 受注者は、この契約の履行に当たっては、常に善良なる管理者の注意をもってこの契約に基づく業務(以下「業務」という。)を行わなければならない。
- 3 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承認及び解除は、書面により行わなければならない。
- 4 この契約の履行に関して発注者受注者間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約の履行に関して発注者受注者間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 7 この契約書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 この契約に係る一切の訴訟の提起又は調停の申立てについては、大阪簡易裁判所又は大阪地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 10 受注者は、この契約を履行するに当たり、出向社員又は派遣社員を受け入れて業務を行うときは、別記「委託役務業務に係る出向社員等の取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(契約の保証)

- 第2条 受注者は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。
- (1) 国債又は地方債。この場合において提供される担保の価値は、額面金額又は登録金額による。
- (2) 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において提供される担保の価値は、額面金額又は登録金額(発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格)の8割に相当する金額による。
- (3) 銀行又は発注者が確実と認める金融機関(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関(銀行を除く。))をいう。以下この項において同じ。)が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において提供される担保の価値は、小切手金額による。
- (4) 銀行又は発注者が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において提供される担保の価値は、手形金額による。

- (5) 銀行又は発注者が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において提供される担保の価値は、当該債権の証書に記載された債権金額による。
- (6) 銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証。この場合において提供される担保の価値は、保証書に記載された保証金額による。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (1) この契約による債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
 - (2) 大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第3号に該当する場合における受注者からの契約保証金免除申請
- 3 前項第1号の場合においては、受注者は、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
- 4 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。
- 5 契約金額の変更があった場合においては、契約保証金の額が変更後の契約金額の100分の5に相当する額に達するまで、発注者は、契約保証金の増額を請求することができ、受注者は、契約保証金の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第3条 受注者は、この契約により生じる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合にあつては、この限りでない。

（再委託等の禁止及び誓約書の提出）

- 第4条 受注者は、この契約の履行について、業務の全部若しくは一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、受注者が、委任し、又は請け負わせようとする受任者又は下請負人の名称その他発注者が必要とする事項を書面をもって発注者に通知し、発注者の承認を得て業務の一部を委任し、又は請け負わせるときは、この限りでない。
- 2 受注者が前項ただし書の規定により、業務の一部を委任し、又は請け負わせるときは、次の各号のとおりとする。
 - (1) 受注者は、次のいずれかに該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
 - ア 入札参加停止措置を受けている者（ただし、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしたことにより入札参加停止の措置を受けたものを除く。）

イ 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）

第3条第1項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）

ウ 暴力団排除措置規則第9条第1項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）

エ 第30条第2項第12号に掲げるアからオのいずれかに該当する者

(2) 受注者は、業務上知り得た個人情報の保護及び業務上使用したデータの適正な取扱いその他受任者又は下請負人が遵守すべき事項として発注者が定めた内容を記載した誓約書を、受任者又は下請負人のすべての者に提出させなければならない。

(3) 受注者は、受任者又は下請負人の行為のすべてについて責任を負うものとする。

3 受注者は、受任者又は下請負人それぞれから暴力団排除措置規則第8条に規定する誓約書を徴取し、発注者に提出しなければならない。

4 発注者は、受注者が入札参加除外者、誓約書違反者又は第30条第2項第12号に掲げるアからオのいずれかに該当する者を受任者又は下請負人とし、又は大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号。以下「暴力団排除条例」という。）第10条第2号に規定する者と契約を締結していると認められる場合は、受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。当該契約の解除を行った場合における一切の責任は、受注者が負うものとする。

（法令上の責任等）

第5条 受注者は、業務に従事する作業員（以下「作業員」という。）及び第10条第1項に規定する主任技術者の使用者として、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他関係法令を遵守するとともに、これら法令上の一切の責任を負い、かつ、責任をもって労務管理を行うものとする。

2 受注者は、事業主として、業務遂行に伴い発生した財産上、法令上のすべての問題について責任を負うものとする。

3 発注者は、受注者が府税に係る徴収金、消費税及び地方消費税その他の公租公課を完納したことを確認する必要がある場合、受注者に対し、納税証明書等の確認書類の提出を求めることができる。

（個人情報の保護）

第6条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年大阪府条例第60号）その他法令に定めるもののほか、業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（秘密の保持及び資料等転用の禁止等）

第7条 受注者は、業務を行う上で知り得た業務上の秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

2 前項の規定は、主任技術者及び作業員にも適用するものとする。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

4 受注者は、発注者が提供する一切のデータ、プログラム、資料等を業務以外の用に供し、又は複製してはならない。

（作業日程表）

第8条 受注者は、仕様書に基づき、この契約締結後に作業日程表を作成し、発注者に提出し、その承諾を受けなければならない。

（特許権等の使用）

第9条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている業務仕様又は工法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその業務仕様又は工法を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に要した費用を負担しなければならない。

（受注者の主任技術者）

第10条 受注者は、業務の指揮監督をするため、主任技術者を置き、その氏名その他必要な事項を、この契約締結後速やかに発注者に届け出なければならない。これらの者を変更した場合も、同様とする。

2 発注者は、受注者の置いた主任技術者が、業務の処理及び管理につき著しく不適当であると認められる場合は、その理由を明らかにし、受注者に必要な措置をとるべきことを求めることができる。

（作業員の届出）

第11条 受注者は、作業員の氏名を発注者に書面で届け出なければならない。作業員を変更したときも、同様とする。

（監督職員）

第12条 発注者は、この契約の履行に関し、発注者の指定する職員（以下「監督職員」という。）を定めたときは、その氏名を受注者に通知するものとする。当該監督職員を変更した場合も、同様とする。

2 監督職員は、この契約の条項に定める職務のほか、次に掲げる権限を行うものと

する。

- (1) 契約の履行についての受注者に対する指示、承諾又は協議
- (2) 契約書の内容に関する受注者の質問に対する回答
- (3) 業務の処理状況の確認及び履行の確認

(作業員に関する措置請求)

第13条 発注者は、受注者が業務に着手した後に受注者の作業員が業務の履行について著しく不相当であると認められる場合は、その理由を示し、受注者に必要な措置をとるべきことを求めることができる。

(臨機の措置等)

第14条 受注者は、業務の履行に当たって事故が発生したとき、又は事故が発生するおそれのあるときは、発注者の指示を受け、又は発注者受注者協議の上、臨機の措置をとらなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、受注者の判断によって臨機の措置をとらなければならない。

- 2 前項の場合において、受注者は、そのとった措置の内容について、遅滞なく発注者に報告しなければならない。
- 3 発注者又は監督職員は、事故防止その他業務上特に必要があると認めたときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、契約金額の範囲内に含めることが適当でないと認められる部分の経費については、発注者がこれを負担するものとする。

(発注者の施設内への立入)

第15条 受注者及び受注者の関係者は、発注者の承諾を得た上で、業務の実施のため、発注者の管理する施設内に立ち入ることができるものとする。この場合において、受注者及び受注者の関係者は、必ずその身分を証明する証票を携行しなければならない。

(控室等)

第16条 発注者は、業務の実施につき必要があると認めるときは、受注者に対して控室及び資機材置場等（以下「控室等」という。）を用意するものとし、その場所は、発注者が別に指定する。

- 2 受注者は、発注者から控室等の提供を受けたときは、善良な管理者の注意をもってこれらを使用しなければならない。また、受注者は、これらを発注者に返還するときは、これらを原状に回復しなければならない。

（貸与品等）

第17条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する機械器具、図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の引渡しを受注者が受けたときは、速やかに、受注者は発注者に借用書又は受領書を提出しなければならない。

- 2 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 受注者は、業務の完了時、貸与品等を発注者に返還しなければならない。
- 4 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

（経費の負担）

第18条 業務の履行場所において、受注者が作業を実施するために直接使用する電力、水道及びガスにかかる料金については、これを受注者が負担する。

- 2 受注者が業務を実施するに当たって使用する資機材、衛生消耗品及び作業員の制服等は、仕様書に特別の定めがない限り、受注者が負担するものとする。

（関連作業を行う場合の措置）

第19条 発注者は、受注者の業務の履行に支障を及ぼすおそれがある作業等を行うときは、あらかじめ受注者に通知し、発注者受注者協力して建築物の保全に当たるものとする。

（事故発生時の報告）

第20条 受注者は、業務の処理に関し、事故その他契約の履行を行い難い事由が生じたときは、直ちに発注者に報告し、その指示に従うものとする。

（業務状況の報告）

第21条 受注者は、仕様書に定めるところにより、実施した業務内容を記録した書類を発注者に提出し、発注者の確認を受けなければならない。

- 2 受注者は、業務が完了したときは、遅滞なく、完了届を発注者に提出しなければならない。
- 3 発注者は、前項に定めるほか、必要と認められるときは、受注者に対して業務の処理状況及びその結果について調査し、又は報告を求めることができる。

（検査）

第22条 発注者は、前条第2項の完了届を受理したときは、その日から起算して10日

以内に検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

- 2 受注者は、前項の検査に合格しないときは、発注者の指示に従い、直ちに必要な修正を行うものとし、当該修正が完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。この場合においては、修正の完了の通知を完了届の提出とみなして前項の規定を適用する。

(契約金額の支払)

第23条 受注者は、前条の検査に合格したときは、適法な手続きに従って、発注者に契約金額の支払を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による受注者からの請求を受理した日から30日以内に契約金額を受注者に支払わなければならない。
- 3 発注者は、自己の責めに帰すべき事由により、前項の規定による契約金額の支払が遅れたときは、当該未支払金額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を受注者に支払わなければならない。

(契約金額の変更等)

第24条 一般的な経済情勢の変動に基づく物価等の変動により作業材料及び労務賃金等に増減を生じた場合であっても、契約金額又は業務仕様（以下「契約金額等」という。）は変更しないものとする。ただし、予期することのできない非常の事態が生じたため、契約金額等を変更しないことが著しく不適當であると認められる場合に限り、発注者受注者協議の上、契約金額等を変更することができるものとする。

(損害賠償)

第25条 受注者は、業務の処理に当たり、この契約及びこの契約に基づく発注者の指示に違反して、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、発注者の責めに帰すべき事由による場合を除き、その損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の損害のうち、発注者に過失が認められる場合は、発注者受注者共同してその損害を賠償するものとする。
- 3 発注者は、受注者が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、これによって生じた損害の賠償を受注者に対し請求することができる。ただし、その債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(契約不適合責任)

第25条の2 発注者は、引き渡された成果品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、

その修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（契約不適合責任期間）

第25条の3 発注者は、引き渡された成果品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるとき、契約期間終了後1年以内にその旨を受注者に通知しなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、発注者が成果品の引渡しを受けた時点において、受注者がその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（業務実施日の変更）

第26条 受注者は、業務の全部又は一部を発注者が指定した日に実施することができないことが明らかになったときは、発注者に対し、遅滞なくその理由を付した書面により申し出なければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による申出があった場合において、当該申出に係る業務が毎日実施すべきものでなく、かつ、自己の業務等に支障がないと認められるときは、受注者と協議の上、業務の実施日を変更することができるものとする。

（履行遅滞）

第27条 受注者は、業務の履行が受注者の責めに帰すべき事由により、遅滞したときは、当該業務に係る契約金額（履行が可分の契約であるときは、履行遅滞となった部分の契約金額）につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算して得た

額の遅滞料を発注者に支払わなければならない。

(一部不履行等)

第28条 第26条第2項の規定による業務実施日の変更ができない場合において、業務の一部が不履行となったとき(第22条の検査に合格しないままとなった場合を含む。以下同じ。)は、契約金額から当該不履行となった業務に係る契約金額相当額を除外するものとする。

2 受注者は、前項の場合において発注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の任意解除権)

第29条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第30条の2の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の解除権)

第30条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しないとき。

(2) 受注者の責めに帰する理由により契約期間内に業務を完了しないとき、又は完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(3) 正当な理由なく、第25条の2第1項の履行の追完がなされないとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第3条の規定に違反して、本契約から生じる債権を譲渡したとき。

(2) 受注者の債務の全部の履行が不能であるとき。

(3) 受注者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前項の

催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に本契約から生じる債権を譲渡したとき。
- (8) この契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。
- (9) 故意又は過失により発注者に重大な損害を与えたとき。
- (10) 第32条の規定によらないで受注者からこの契約の解除の申し入れがあったとき。
- (11) 第4条第4項の規定により、発注者から委任又は下請契約の解除を求められた場合において、受注者がこの求めに応じなかったとき。
- (12) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時業務の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ アからオのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、第4条第1項の規定により第三者に委任し、又は請け負わせようとするときの契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。

- (13) 暴力団排除条例第10条及び暴力団排除措置規則第5条第1項の規定に該当したとき。（同規則第9条第4項の規定により誓約書違反者について準用する場合を含む。）

3 次に掲げる場合には、発注者は、第1項の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。

- (1) 債務の一部の履行が不能であるとき。
- (2) 受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

第30条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第8条の4第1項の規定による必要な措置を命ぜられ

たとき。

- (2) 独占禁止法第7条第1項若しくは第2項（同法第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、同法第8条の2第1項若しくは同条第3項、同法第17条の2又は同法第20条第1項の規定による排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受けたとき。
- (3) 独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び同法第7条の9第1項の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を受けたとき、又は同法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同法第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。
- (4) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されたとき（受注者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると認められたとき。
- (6) 第4条の規定に違反したとき。
- (7) 公租公課若しくは大阪府の債権を滞納し督促を受けても滞納金の支払いがなされないとき、滞納処分を受けたとき、民事訴訟上の強制執行を受けたとき、任意整理の申請がされたとき又はその他受注者の信用状態が著しく悪化し若しくはその恐れが大きいと発注者が認めるべき相当の理由があるとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第31条 第30条又は前条に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の解除権）

第32条 受注者は、発注者がこの契約に違反し、それにより業務を完了することが不可能となったときは、書面をもって発注者に通告することによって、この契約を解除することができる。ただし、受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、この限りでない。解除することができる場合において、発注者に未払となっている契約金額があるときは、受注者の発注者に対する当該契約金額及びこれに係る年3パーセントの割合による遅延利息の請求を妨げない。

（発注者の損害賠償請求等）

第33条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を受注者に対し請求することができる。

- (1) 第25条の2第1項に規定する契約不適合があるとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履

行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、違約金として、契約金額の100分の5に相当する額を、発注者の指定する日までに、発注者に支払わなければならない。

- (1) 第30条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項の場合において、第2条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

5 第1項及び前項の規定による違約金の支払いは、別に損害賠償の請求を妨げるものではない。

6 第1項（第2項の規定により第1項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）又は前項に定める場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び前項の規定は適用しない。

7 受注者は、この契約により、発注者に支払うべき債務が生じた場合において、その債務額を発注者の指定する期限内に納付しないときは、指定期限日の翌日から納付の日までの日数に応じ債務額に対して年3パーセントの割合で算出した金額を遅滞料として併せて発注者に納付しなければならない。

（賠償額の予定等）

第34条 受注者は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償金として契約金額の100分の20に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、業務が完了した後も同様とする。

- (1) 受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った排除措置命令が確定したとき。

- (2) 受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った納付命令が確定したとき、又は独占禁止法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同法第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。
 - (3) 第30条の2第4号に規定する刑が確定したとき。
 - (4) 第30条の2第5号に該当したとき。
- 2 受注者が第4条第1項の規定に違反し、業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせたときは、受注者は、契約金額の100分の10に相当する額を発注者が指定する期間内に支払わなければならない。前項後段の規定は、この場合について準用する。
 - 3 前2項の場合において、発注者に生じた実際の損害額が前2項に規定する賠償額を超えるときは、受注者は、超過額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(相殺)

第35条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、契約金額請求権及びその他の債権と相殺することができる。

- 2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

(契約終了に伴う措置)

第36条 受注者は、この契約が期間満了又は契約解除によって終了した場合において、発注者からの支給材料があるときは、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失し、若しくはき損したとき、又は第22条の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 2 受注者は、この契約が期間満了又は契約解除によって終了した場合において、発注者からの貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失し、又はき損したときは、代品を納め、原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 3 受注者は、この契約が期間満了又は契約解除によって終了した場合において、控室等に受注者が所有する業務機械器具、仮設物その他の物件（以下「物件等」という。）があるときは、受注者は、物件等を撤去するとともに、控室等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由がなく、相当の期間内に当該物件を撤

去せず、又は控室等の修復若しくは取り片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって物件等を処分し、又は控室等の修復若しくは取り片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取り片付けについて異議を申し立てることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取り片付けに要した費用を負担しなければならない。

（紛争の処理）

第37条 受注者は、この契約に関し、第三者との間に発注者の責めに帰さない紛争が生じたときは、受注者の責任と負担においてその一切の処理をするものとする。

（情報通信の技術を利用する方法）

第38条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

（疑義等の決定）

第39条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、発注者受注者協議の上、これを定めるものとする。

(別 記)

特 記 仕 様 書

I 妨害又は不当要求に対する報告義務

- (1) 受注者は、契約の履行に当たって、大阪府公共工事等不当介入対応要領の定めるところにより、暴力団員及び暴力団密接関係者等から社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、大阪府及び管轄警察署への報告を行わなければならない。
- (2) 報告は、不当介入報告書により、速やかに、大阪府及び管轄警察署の行政対象暴力対策担当者に行うものとする。ただし、急を要し、当該不当介入報告書を提出できないときは、口頭により報告することができる。この場合は、後日、不当介入報告書を各々提出するものとする。
- (3) 受注者は、下請負人等が暴力団員及び暴力団密接関係者等から不当介入を受けた場合は、速やかに報告を行うよう当該下請負人等に指導しなければならない。
- (4) 報告を怠った場合は、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）に基づく公表及び大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止を措置することがある。

II 個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（責任体制の整備）

第2 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（作業責任者等の届出）

第3 受注者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業責任者を変更した場合は、速やかに書面により発注者に報告しなければならない。

3 作業責任者は、特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

（秘密の保持）

第4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（教育の実施）

第5 受注者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記仕様書における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

（再委託）

第6 受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、この契約による事務の全部又は一部を第三者（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託してはならない。なお、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

2 発注者は、前項の承諾をするに当たっては、少なくとも、別に定める条件を付するものとする。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第7 受注者は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（個人情報の適正管理）

第8 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。なお、講じるべき措置における留意すべき点は次のとおり。

- （1）個人情報の利用者、作業場所及び保管場所の限定及びその状況の台帳等への記録
- （2）施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室での個人情報の保管
- （3）個人情報を取扱う場所の特定及び当該場所における名札（氏名、会社名、所属名、役職等を記したもの）の着用
- （4）定められた場所からの個人情報の持ち出しの禁止

- (5) 個人情報を電子データで持ち出す場合の、電子データの暗号化処理等の保護措置
- (6) 個人情報を移送する場合の、移送時の体制の明確化
- (7) 個人情報を電子データで保管する場合の、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況にかかる確認及び点検
- (8) 私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んでの個人情報を扱う作業の禁止
- (9) 個人情報を利用する作業を行うパソコンへの業務に関係のないアプリケーションのインストールの禁止
- (10) その他、委託の内容に応じて、個人情報保護のための必要な措置
- (11) 上記項目の従事者への周知

(取得の制限)

第9 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を取得するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第10 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第11 受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、この契約による事務を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第12 受注者は、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した「個人情報が記録された資料等」を、この契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(廃棄)

第13 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

（調査及び報告）

第14 発注者は、受注者が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に調査することができる。

2 受注者は、発注者の求めに応じて、前項の状況について、報告をしなければならない。

（事故発生時における報告）

第15 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

（契約の解除）

第16 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

（損害賠償）

第17 受注者は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより発注者が損害を被った場合には、発注者にその損害を賠償しなければならない。

第6第2項関係 発注者が再委託を承諾する場合に付する条件

- | |
|--|
| <p>（1）受注者は、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にしなければならない。</p> <p>（2）（1）の場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を順守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。</p> <p>（3）受注者は、再委託先に対して本委託業務の一部を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を報告しなければならない。</p> <p>（4）（3）の場合、受注者は、発注者自らが再委託先に対して再委託された業務の履行状況を管理・監督することについて、再委託先にあらかじめ承諾させなければならない。</p> |
|--|

（注）再委託先が再々委託を行う場合以降についても、同様の条件を付すること。

第8（1）関係 個人情報管理台帳

項目	内容
受託業務名	

受領年月日	
大阪府庁担当部局・担当者名	
個人情報記録されている媒体・数量	(例) 紙 ○○枚、光ディスク○○枚
主たる個人情報の種別	(例) 申請者の氏名・住所・電話番号
個人情報の保管場所	(例) ○○室内鍵つきロッカー
管理責任者名	
作業従事者名・所属部署	
作業場所	
作業場所からの持出しの有無	(「有」の場合、持出管理簿等を別途作成)
複写の有無	(「有」の場合、複写管理簿等を別途作成)
廃棄・返却年月日	
備考	

(注) 受託事務の内容により、適宜項目の追加・削除を行うこと。

【契約書記載例】

第〇条 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

Ⅲ 委託役務業務に係る出向社員等の取扱特記事項

入札等により大阪府が発注する委託役務業務を受注した者が、当該業務を履行するに当たり、他者から出向社員等を受け入れる場合の取扱いについては、以下のとおりとする。

(取扱方針)

以下の2点については、原則禁止とする。

- (1) 基幹社員（主任技術者等）への出向社員等の受け入れ
- (2) 入札公告日から契約締結日まで、又は出向受入時において入札参加停止措置中の者からの出向社員等の受け入れ

ただし、上記(2)に関して、受注業者から、業務の安全かつ確実な引継ぎ、熟練労働者の確保、雇用の安定等のために最低限必要な出向社員等の受け入れについて、大阪府に事前に承認願いがあれば、承認基準の全てに該当する場合は承認する。

【承認基準】

- ① 出向社員等の受入期間は最長1年間とする。
- ② 受け入れる人員数は業務従事者全体の50パーセント未満とする。
- ③ 労働者派遣事業法、職業安定法等の労働法規に違反していないこと。
(労働者の供給事業などの違法な行為を行っていないこと。)
- ④ 受注業者及び出向元（派遣元）企業が親会社・子会社の関係にないこと。

- ⑤ 出向元（派遣元）企業が大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和２年大阪府規則第61号）第３条第１項に規定する入札参加除外者、同規則第９条第１項に規定する誓約書違反者又は同規則第３条第１項各号のいずれかに該当すると認められる者でないこと。

（用語の定義）

- (1) 「**受注業者**」とは、競争入札等により当該業務を受注した者をいう。
- (2) 「**入札参加停止措置中の者**」とは、次のア又はイに該当する者をいう。
- ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者
- イ 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和２年大阪府規則第61号）第３条第１項に規定する入札参加除外者、同規則第９条第１項に規定する誓約書違反者又は同規則第３条第１項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (3) 「**出向社員等**」とは、出向元と出向先との間で締結された出向契約により、出向先企業の業務に従事する社員、又は派遣される社員のことをいう。
- ただし、当該業務に係る入札公告日又は見積書依頼日の１年以上前かつ入札参加停止措置に該当する日以前から受注業者と出向又は派遣関係が確認できる場合はこの限りでない。
- (4) 「**子会社**」とは会社法（平成17年法律第86号）（以下「法」という。）第２条第３号に定めるものをいう。また、「**親会社**」とは法第２条第４号に定めるものをいう。

契約保証金免除申請書

令和 年 月 日

大阪府警察本部長 様

所 在 地

商号又は名称

代表者職・氏名

今般、警察用船舶「ゆめしま」一般修繕整備業務の委託契約に関し、下記のとおり大阪府財務規則第68条第3号に該当しますので、契約保証金の納付を免除されるよう申請いたします。

なお、公租公課及び大阪府の債権に係る滞納がないことを申し添えます。

記

契約履行年月日	契 約 件 名	契約金額	取引先

- 1) この申請書には、契約を締結しようとする日を起算日として、過去2年間に契約の履行を完了した日が含まれるもののみ記載してください。
- 2) 記載した契約について、契約書等の写しを添付してください（上記の内容証明に関係しない部分の添付は省略可能です）。
- 3) 契約を締結しようとしている案件の契約期間が1年を超える場合は、入札参加資格に定める各税を完納していることを証明する書類※（原本又はコピー）を添付してください。

(参考) 大阪府財務規則及びその運用 (抄)

(契約保証金の納付等)

第 67 条 令第 167 条の 16 の規則で定める率は、契約金額の 100 分の 5 以上とする。

2 第 56 条第 2 項の規定は、契約保証金の場合に準用する。

3 契約保証金の納付は、前項に定めるもののほか、公共工事前払金保証事業に関する法律 (昭和 27 年法律第 184 号) 第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社の保証の提供をもって代えることができる。この場合において、提供される担保の価値は、保証書に記載された保証金額による。

(契約保証金の免除)

第 68 条 契約担当者は、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法により契約を締結しようとする場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 契約の相手方が保険会社との間に府を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令 (昭和 22 年勅令第 165 号) 第 100 条の 3 第 2 号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

(3) 令第 167 条の 5 又は令第 167 条の 11 に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が国、地方公共団体、独立行政法人通則法 (平成 11 年法律第 103 号) 第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人、国立大学法人法 (平成 15 年法律第 112 号) 第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法 (平成 15 年法律第 118 号) 第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを過去 2 年の間にすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。

(5) 普通財産又は物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。

(6) 随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

財務規則の運用

第 67 条関係

長期継続契約を締結する場合に徴収する契約保証金の額は、契約書に契約月額に記載があるときは契約月額に 12 を乗じて得た金額の 100 分の 5 以上とし、契約書に契約月額に記載がないときは契約総額を契約月数で除した額に 12 を乗じて得た金額の 100 分の 5 以上とする。

第 68 条関係

「規模」とは、契約金額を指し、「ほぼ同じくする」とは、契約金額の 7 割に相当する金額以上のものとする。また、数回以上とは、2 回以上をいう。ただし、長期継続契約 (大阪府長期継続契約に関する条例に基づく長期継続契約) による場合の「規模」の基準となる契約金額は、契約書に契約月額に記載があるときは契約月額に 12 を乗じて得た金額を指し、契約書に契約月額に記載がないときは契約総額を契約月数で除した額に 12 を乗じて得た金額を指すものとする。

なお、「過去 2 年の間」とは、契約を締結しようとする日を起算日とする。

※：3) 各税を完納していることを証明する書類とは次のア及びウ又はイ及びウにより証明してください。

ア 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。

・府税 (全税目) の納税証明書

※全税目の「府税及びその付帯徴収金に未納がないこと」の納税証明書 (発行後 3 か月以内のもの) が必要です。

イ 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

・本店管轄の都道府県税の納税証明書

※大阪府内に事業所を有しない方は、本店管轄の都道府県税の未納がないことの納税証明書 (発行後 3 か月以内のもの) が必要です。

ウ 消費税及び地方消費税を完納していること。

・本店管轄の税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書 (その 3)

※その 3 の 2、その 3 の 3 でも可

※「消費税及び地方消費税について未納の額がないこと」を証明するもの (発行後 3 か月以内のもの) が必要です。

※電子納税証明書 (PDF ファイル) を印刷したものでも可

※納期限未到来の納税額の記載がある場合、その納期限内を超えて提出する場合は、その支払いが確認できる領収書の写しなどの書類を合わせて添付してください。

事業名：警察用船舶「ゆめしま」一般修繕整備業務

誓約書

公共工事等に係る契約の履行に当たって、大阪府暴力団排除条例（以下「条例」という。）及び大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（以下「規則」という。）を守り、下記事項について誓約します。

記

	誓約事項	チェック欄
1	規則第3条第1項各号のいずれにも該当しません。	☐
2	条例第11条第2項の規定により、大阪府から役員の氏名その他必要な事項の報告を求められたときは、速やかに書面等（役員名簿等）により提出します。	
3	本誓約書その他の大阪府に提出した書面等を、大阪府が大阪府警察本部に提供することに同意します。	
4	規則第8条及び第10条に規定する事項について、遵守します。	

（注）上記の内容を確認した上で、チェック欄の口にし点を記入してください。）

大阪府知事 様

年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者の氏名

代表者の生年月日

年 月 日

（1）次の者は、「規則第3条第1項各号」に該当します。

- ①暴力団員
- ②自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- ③暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品等の利益又は役務の供与をした者
- ④暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない金品等の利益又は役務の供与をした者
- ⑤暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- ⑥役員等（事実上、経営に参加している者を含む。）が①から⑤までのいずれかに該当する事業者
- ⑦①から⑥までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、大阪府が発注する公共工事等の下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

（2）元請負人は、次の事項を遵守しなければいけません。（規則第8条及び第10条関係）

- ①下請契約又は再委託契約を締結する前に下請負人に誓約書を提出させなければいけません。誓約書を提出しない者を下請負人としてはいけません。
- ②下請契約の前に、下請負人の名称等を、府に通知してください。
- ③下請契約、再委託契約、資材原材料の購入契約等の契約を締結する前に、相手方が入札参加除外者又は誓約書違反者に該当しないことを確認してください。
- ④下請契約、再委託契約、資材原材料の購入契約等の契約を締結した者が、その契約を締結した日から契約期間が満了する日までの間に上記（1）①から⑦までのいずれかに掲げる者に該当することとなったとき又は誓約書違反者となったときは、その下請契約等の解除を求めなければいけません。
（あらかじめ、契約書に暴力団排除条項を盛り込んでおく等の対応が考えられます。）
- ⑤公共工事等に係る契約の履行に当たって、暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入を受けたときは、速やかに府に報告してください。
※下請負人には第2次以下の下請契約又は再委託契約の当事者を含みます。

暴力団追放

基本的な心構え（暴力団追放3ない運動 + 1）

暴力団を追放するためには、次の4点を基本的な心構えとしてください。

1 暴力団を恐れない

「暴力団員は凶暴で何をするか分からない」という恐怖感があります。

しかし、彼らは暴力をふるうために企業を訪ねて来るのではなく、金を得ることがその目的です。その目的達成のため、暴力団は怖いというイメージをフルに利用し、しかも暴行・脅迫等にならないよう、つまり警察に捕まらないよう細心の注意を払いつつ不当な要求をしてくるのです。

要は、暴力団の本質を理解し、必要以上に恐れず、彼らの要求を冷静に聞き、毅然とした態度で対応することが大切です。

2 暴力団に金を出さない

暴力団員の不当要求の手口は、威圧的な態度を示して、応対者を困惑させ、支払わざるを得ない心理状態に陥れることが多いのです。応対者に一刻も早くこの場を収めたいという気持ちにさせ、金を得るのが彼らの常套手段です。こうして支払われた金が、暴力団を肥やし育て、新たな被害者を生むことになります。

そして、支払われた金は、決して物事の解決にはつながりません。それどころか「この企業（個人）は金になる」との印象を与え、更なる要求へ、また、その情報は彼らの組織を通じ他の暴力団等へと流れる結果となります。

そのようなことにならないためにも、不当な要求には断じて応じないという姿勢を示し、彼らにこの相手はアタックしても無駄だと思い知らしめることが重要です。

3 暴力団を利用しない

暴力団は、自分の利益のみを考えています。

時には、暴力団を利用した人と暴力団の利害が一致し、一時的には良い結果が得られたとしても、後日彼らは、利用者からも約束以上の金を巻き上げるため、あの手この手でやってきます。

現実には、「暴力団を利用した結果弱みをつかまれ、逆にその暴力団に多額の金を支払わざるをえなかった」という事例も見られます。

暴力団の利用については、暴力団対策法では、「何人も指定暴力団員に暴力的要求行為を依頼してはならない」と規定し、利用した人も規制・取締りの対象となります。

4 暴力団と「交際しない」

交際は「暴力団の活動を助長」暴力団はあらゆる機会を狙って近づいてきます。

- 暴力団と関係すること自体が不当要求のきっかけになることがあります。
- 暴力団と交際していると「暴力団と社会的に非難されるべき関係にある者」とされ、公共事業等から排除されることがあります。

（公益財団法人 大阪府暴力追放推進センター HP より）

●大阪府暴力団排除条例（抜粋）

（府民及び事業者の責務）

第五条 府民は、基本理念にのっとり、相互に連携を図りつつ主体的に暴力団の排除に取り組むとともに、府が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業に関し、暴力団との一切の関係を持たないよう努めるとともに、府が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする。

3 府民及び事業者は、基本理念にのっとり、暴力団の排除に資すると認められる情報を府に対し積極的に提供するよう努めるものとする。

案 件 名 警察用船舶「ゆめしま」一般修繕整備業務

電子契約同意書兼メールアドレス確認書

電子契約サービスを利用して大阪府と電子契約を締結することに同意します。

契約締結の承認に利用するメールアドレスは、次のとおりです。

1 契約締結権限者

所属	
役職	
氏名	
メールアドレス	

※このメールアドレスは、電子署名を行う際に必要な「ワンタイムパスワード」をお送りするためのものです。

2 契約担当者

所属	
役職	
氏名	
連絡先電話番号	

大阪府警察本部長 様

年 月 日

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

※フリーメールのアドレスは指定しないでください。

※「契約締結権限者」欄には、契約の承認権限を有している方（代表取締役等の代表者又は事業者の社内規定などで定められている契約を承認できる方）1名の記載をお願いします。

※なお、契約締結に係る電子署名依頼などのお知らせメールは、電子契約システムの利用者情報に登録していただいているメールアドレスに送付します。

※本様式は例示です。内容が確認できれば、他の様式でも支障ありません。